

議第 33 号

三島市監査委員に関する条例の一部を改正する条例案

三島市監査委員に関する条例（昭和39年三島市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第4条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（代表監査委員の選任）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の3第1項の規定による代表監査委員は、監査委員の互選により定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士